



# フリースクール等の利用者を支援します

神河町では、フリースクール等を利用する児童生徒への利用料補助を開始します。

補助金を受給するためには、交付申請書と利用状況報告が必要となりますので、ホームページで要件等をご確認の上、手続きをお願いします。

## 月額最大1万円

**補助金の受給には、交付申請と利用状況報告が必要です。**

※審査の結果、受給できない場合があります。

### 1.対象者

児童生徒の保護者であって、次の事項をすべて満たしていること。

- (1) 神河町立小・中学校に在籍し、かつ、町内に住所を有していること。
- (2) フリースクール等を利用することにより、在籍学校の出席扱いを受けていること。
- (3) 原則として、週1回以上フリースクール等に通所していること。
- (4) 町民税の滞納がないこと。
- (5) 対象経費の補助を別の団体等から受けていないこと。

### 2.補助対象経費

フリースクール等の利用料

### 3.補助金額

補助対象経費の1/2(月額上限1万円)

### 4.提出書類

- (1) 神河町フリースクール等へ通う児童生徒への支援補助金申請書兼請求書
- (2) フリースクール等利用状況報告書
- (3) 補助対象経費の支払い状況が確認できる書類

### 5.提出時期

神河町ホームページから関係書類をダウンロードすることができます。



ホームページはこちら

区分		提出期限
1学期分	4月1日～7月31日までの利用分	8月末日まで
2学期分	8月1日～12月31日までの利用分	翌年1月末日まで
3学期分	1月1日から3月31日までの利用分	4月10日まで

【提出及び問い合わせ先】  
 神河町教育委員会 教育課  
 〒679-3116  
 神崎郡神河町寺前64番地  
 TEL：0790-34-0212  
 FAX：0790-34-0645